



2021年1月吉日

お客様各位

パイテープインチサイズの販売に関して

いつもお世話になります。弊社がアメリカパイテープ社の輸入代理店として販売していますパイテープにはインチサイズがありますが、インチサイズは非法定計量単位により国内法（計量法）により販売、または販売の目的での陳列を禁止されています。

ただし、以下の場合においては、経済産業大臣の許可が下りれば、輸入及び販売することができます。

(1) 計量単位規則第8条第1号から第4号までに掲げる計量器

次の各号に掲げる計量器であって、法定計量単位により計量することが著しく困難なものに限りま
す。また、これらの計量器には計量単位規則に定める表示を付さなければなりません。(8. 参照)

- ・輸出すべき機械又は装置を製造する者が当該機械又は装置の購入者の指示により行う設計図面の製作又は補修に用いる計量器
- ・国、地方公共団体又はこれらに準ずる者が輸出する貨物について当該貨物の仕向地の法令又は確立された国際的基準に従って行う検査に用いる計量器
- ・輸出する貨物について当該貨物の購入者又はその指定する者が購入に際してする検査に用いる計量器
- ・港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第3条第8号の検量事業を営む者が輸出する貨物の船積又は輸入する貨物の陸揚げを行うに際してするその貨物の容積又は質量の検査に用いる計量器

(2) 計量単位規則第9条第1号に掲げる計量器

輸出すべき計量器又は(1)の計量器を使用する者又は製造し若しくは修理する者が、当該計量器の検査に用いる計量器

(3) 計量単位規則第11条第1項第1号に掲げる計量器(自衛隊が用いるものを除く)

- (1) 航空機の運航に係る計量に用いる計量器
- (2) 航空機による運送に係る計量に用いる計量器
- (3) 航空機及び航空機用機器並びにこれらの部品に係る計量に用いる計量器



(4) 航空機の運航に関する気象、地象又は水象に係る計量に用いる計量器
※ただし、これらの計量器が特定計量器である場合には、計量単位規則に定める表示を付さなければなりません。(8. 参照)

(4)計量単位規則第11条第1項第3号にかかげる計量器(製造事業者が用いるもの)
(3)の計量器又は自衛隊が武器の一部として使用する計量器の検査に用いる計量器

【申請にあたり必要となる書類】

- 購入者からの発注書の写し(注)
- 購入者(最終使用者)の事業概要を記載した書類(ホームページを開設し、そのホームページに事業概要を掲載している場合はその印刷でも可)

(注)販売取次店を経由して販売する場合はその経路すべての発注書の写しが必要です。

以上、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

株式会社ファーステック
代表取締役 中井康人